

令和 6年 4月 1日

株式会社 GEC は、令和 6年 4月 1日付けで株式会社 GEC（過半数代表者金崎広）と締結した「労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定」（労使協定の有効期間：令和 6年 4月 1日から令和 6年 3月 31日）（以下「協定」という。）について、別紙のとおり、当該協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額が、職発 0806 第 3号「令和 4年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）の第 2 に定める「一般賃金」の額と同等以上であることを確認しました。

事業主名：

株式会社 GEC

代表取締役 稲富 正典



別紙：協定対象派遣労働者の賃金額と適用年度ごとの一般賃金の額の比較

1. 労使協定書別紙1と2のとおり、協定対象派遣労働者の基本給・賞与等が、通達第2の1に定める一般基本給・賞与等と同等以上を確保していることを確認しました。
2. 協定対象派遣労働者の通勤手当が、通達の第2の2(1)「実費支給により「同等以上」を確保する場合」により、一般通勤手当と同等以上を確保していることを確認しました。
3. 労使協定書別紙1と2のとおり、協定対象派遣労働者の一般退職金が、一般基本給・賞与等の額の5%の額を前払い退職金として確保していることを確認しました。